



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年7月23日 No.231

会社提案

「休業指示に係る就業規則等の改正について」 (申第33号) 未回答に関する申し入れを提出！

東日本ユニオンは6月9日、経営側より「休業指示に係る就業規則等の改正について」の提案を受けて以降、申第33号の団体交渉を行い、提案内容の議論を行いました。団体交渉の議論において、組合側からの質問に対し「確認しながら定めていきたい」という経営側の回答がありました。

こうした事実は、2020年9月1日の実施をめざしている一方で、その内容が定まっていない状態での労働条件の変更であり、経営側自身が「(提案が) 成案になっていないこと」を認めていることに他なりません！

＜申し入れ項目＞

休業を命じた日に社員を急遽呼び出す場合の労働時間及び賃金の考え方を明らかにすること。

内容が定まっていないのに提案！？

私たち東日本ユニオンは、提案している経営側自身が回答できないままに「就業規則の変更」という労働条件の根幹に関わる事案を受けることはできません！

会社は「休業中に呼び出すことはゼロではない」としているけど、賃金はまだ決まっていないの？

呼び出し以外にも、疑問や問題がたくさんありそうね。



休業中に呼び出されて勤務した場合の超過勤務手当は「A単価になるのか」「B単価になるのか」もハッキリしていないのか？

東日本ユニオンに加入して、疑問や問題を解決していこう！